日南町地域防災計画
震災対策編

令和８年度改訂

目次

第１章　総則
第１節　計画作成の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２節　日南町の地震と既往地震災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第３節　被害想定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第２章　災害予防計画
第１節　通則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２節　地盤災害防止計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３節　地震水害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第４節　市街地等防災化計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第５節　建造物災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第６節　公共施設等の予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第７節　消防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第８節　危険物等災害予防計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第９節　避難所等整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第１０節　防災通信体制整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第１１節　防災訓練計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第１２節　防災知識普及計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第１３節　自主防災組織の整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
第１４節　災害時要援護者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
第１５節　防災ボランティアの活用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第１６節　地震災害に関する調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第１７節　鳥取県震災対策アクションプラン及び地震防災緊急事業５箇年計画の
推進に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第３章　災害対応計画
第１節　組織計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第２節　配備及び動員計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第３節　通信情報計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第４節　災害広報計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第５節　事前措置計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第６節　避難計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第７節　救出計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第８節　消防防災ヘリコプター応援要請計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第９節　食料及び生活必需物資供給計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第１０節　給水計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第１１節　入浴施設計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第１２節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画 ・・・・・・・・・・・・・・・３５
第１３節　医療及び除算計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第１４節　防疫計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１５節　清掃及び死亡獣畜処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１６節　死体の捜索、処理及び埋葬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１７節　障害物の除去計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１８節　輸送計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１９節　労務供給計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２０節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２１節　隣保互助、民間団体活用計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２２節　水防計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２３節　自衛隊災害派遣要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第２４節　交通施設災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第２５節　機械資器材の整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第４章　災害復旧計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

第１章 総 則

第１節 計画作成の目的

１ 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

２ 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、日南町防災会議が作成する「日南町地域防災計画」の「震災対策編」である。この計画に定めのない事項については、日南町地域防災計画「風水害対策編」に定めるところによる。

３ 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な震災対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

（１）自主防災体制の確立
（２）防災関係機関相互の協力体制の推進
（３）震災対策事業の推進
（４）関係法令の遵守

４ 計画の修正

この計画は、鳥取県地域防災計画に抵触するものであってはならない。また、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

５ 計画の周知徹底

防災関係各機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

（１）防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業、団体等においても地震災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、地震対策に関する教育及び訓練

を実施するものとする。

（２）防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の地震災害に対する防災意識高揚のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

第２節 日南町の地震と既往地震災害

１ 自然的条件（地質）

日南町の地質は、主として中世代末期の迸入岩類（花崗岩類）によって占められているが、東部には、千枚岩～結晶片岩及び中世代末期の火山岩類がこの花崗岩類に貫かれて分布している。

２ 社会的条件

風水害対策編第２章「日南町の自然条件と災害」を準用する。

３ 既往の地震とその被害

（１）地震活動等

ア　地震活動の状況

2000年鳥取県西部地震（平成12年10月６日）は山間部に発生した地震でありながら、鳥取県西部を中心に大きな被害を出している。しかし、亡くなった人がない、火災の発生が０件、激しく揺れたのに全壊家屋が少ないなど、特筆すべきことである。

日南町では震度６弱で、被害は震度６の地域に集中している。マグニチュード（以下「M」で表記する）7.3の地震にしては被害が少ないのは、発生時間が午後１時30分、震源が山間部で激震域も都市部でなかったことが原因の一つである。被害の種類は、家屋の倒壊、山間部での斜面崩壊、落石などの地震動による被害と沿岸部での液状化現象による地盤災害がある。前者は日南町、日野町黒坂・下榎地区、南部町(旧西伯町)、伯耆町(旧溝口町)などが被害を出したが、地盤が比較的良かったために、全壊になるべきところが半壊になっていると推察される。しかし、山間部を走る道路、鉄道は大きな被害を受け、不通個所が多く出た。境港市、米子市では都市型の被害が出ている。港湾岸壁の崩壊、マンホールの浮き上がり、電柱の沈下など、またライフラインの被害が随所に見られる。

本震は南部町(旧西伯町)の地下10㎞の所を震源として、震源断層は北北西－南南東の走行で、約20㎞の長さの左横ずれ断層を示している。余震活動は、震源断層に沿った細長い帯状の地域に集中している。余震活動も南半分と北半分で様子が異なり、最大余震M5.0が北の端近くで発生している。余震活動は順調に減衰している。そして、誘発地震群が２ヶ所あり、割算型の分布をしている。南西域にある日南－奥出雲町(旧横田町)ではM5.5の地震が発生している。北東域の大山の下にも小地震が発生している。

鳥取県西部から島根県東部では880年の出雲地震（M7.0）以来1,100年間地震が起きていない。

明治以来、日本海沿岸に沿った大地震は浜田地震（1872）、北丹後地震（1927）、鳥取地震（1943）と発生しているが、この地域で起きていない。最近の活動では1977年（M5.3）、1978年（M6.1）と三瓶山周辺で発生し、小地域ながら被害を出し、温泉の増水、泉温の上昇など異変を発生させた。この地域の活動は最近でも継続されている。広島県北部も群発地震が発生する地震活動域である。

鳥取県中部の地震（1983年、M6.2）、そして1985年には大山付近の地震（M4.9）が大山山頂から数㎞東に発生した。その後、1989年からの鳥取－島根県境地域の活動である。1991年には島根県東部の地震（M5.9）が発生した。また、1983年からの地震活動は東から西へと地震活動が移動し、これらの中地震の発動機構はいずれも左横ずれ断層型で、地殻応力はほぼ東西方向の圧縮力である。今回の地震の震源断層、地殻応力はこれらと一致している。鳥取県西部地域では、1901年、1925年、1955年にＭ５の地震活動があり、約30年間隔で活発化している。11年前から鎌倉山南方活断層に直交する地下断層の地震活動として、1989年にM5.3、M5.4、1990年にM5.1、M5.2、M5.1、1991年にはM4.6、1997年にM5.2と今回のM7.3の地震と同じ震源断層で発生している。

2016年10月21日14時7分ごろ鳥取県中部を震源としたM6.6、最大震度6弱の鳥取県中部地震が発生し、日南町で震度4を観測した。この地震により住宅の全壊18棟、半壊312棟、一部損壊15095棟に被害が及んだ。

2018年には島根県大田市付近を震源としてM6.1、大田市で最大震度5の地震が発生し、負傷者９人、建物1000棟以上に被害が確認されている。

2026年1月6日10時18分ごろ、島根県東部の地下11Ｋｍを震源とするＭ６．４の地震が発生し、日南町で震度５弱を観測した。

この地震により住家の一部損壊、墓石、灯篭の倒壊などの被害が発生した。

山陰地方では海岸に沿って大地震が発生している。880年出雲地震は出雲風土記に記載されている地震であるが、震央の位置が判らず、以前は出雲大社の付近（島根半島の西端域）だとされていたが、現在では、出雲国府の置かれていた東出雲町が震央だとされている。島根県東部は1100年以上大地震が発生していなかったので、地震空白域と考えられ、特定観測地域に指定されている。鳥取県西部地震はこの空白域の東側の活動域で発生している。

鳥取地方の微小地震分布で見られるように、海岸に沿って地震活動帯があり、1943年鳥取地震（M7.2）はこの活動帯の中に発生している。しかし、鳥取県西部地震はこの活動帯に直交する地震で、震源断層も約20㎞である。

イ　鳥取県地方の微小地震分布

微小地震は通常人々に感じられることのない小さい地震である。被害を起こす大地震に比べて発生する回数が多いので、地下の状態を知ることができる。

京都大学防災研究所地震予知研究センター鳥取観測所は、早い時期から鳥取県下及び周辺に精密な観測網を設置して精度の高い観測を実施している。

鳥取地震の解析から鳥取地震の震源断層は、ほぼ東西の走行で長さ33㎞、垂直の断層面を持つ右横ずれ断層である。このことから鳥取地震から時間が経過した今もかつての鳥取地震で動いた断層の痕跡が微小地震分布で見ることができる。これは微小地震分布が地下の活断層を表現している典型的な一例である。

また、地震の空白地域である大山近傍で1985年６月から９月まで、関金町野添で鳴動が聞かれた地震活動があった。火山性地震との確証はないが、今後大山山体内に地震が発生すれば注意することが必要である。

1989年10月27日にM5.3、11月２日にM5.4の地震を含む群発地震が鳥取県西部地域に発生した。この活動は1990年には、11月21にM5.1、23日にM5.2、12月１日にM5.1と続き、1991年８月27日にM4.4が発生した。さらに活動は西へ移動して島根県東部の地震（M5.9）が約10時間半後に発生した。

鳥取県の地震活動の特徴を知るためには地震の深さが重要である。

鳥取市の付近では約８㎞、吉岡・鹿野断層を含む活動域では10㎞のあたりが中心である。

大山付近の地震（1985年）は比較的地震の少ない地域である。深さは10㎞を超える地震もあるが、中心は８㎞のあたりで火山性の浅い地震ではない。ここの深さも約10㎞と推定される。全体として、中部地域の震動の震源が10数㎞と深いが、他の地域では10㎞よりも浅い地震がほとんどである。

（２）地震災害の履歴

発生年月日	震源域	規模	被害の状況
安政２年（1855年）7月4日	伯耆米子	―	城内石垣ところどころ崩れ、あるいは孕・地割れもあり。
明治34年（1901年）11月6日	鳥取県西部	M5.0	境・法勝寺御来屋で強震、震源付近で時計が止まり、液体溢出し、座りの悪いものが倒れた。
明治37年（1904年）6月6日	島根県宍道湖付近	M5.8	同日に同じ場所でM5.4の前震有。前の地震で能義郡大塚村で家屋の壁破損１、同郡母里村で堤防の亀裂２。本震で能義郡宇賀荘村で堤防の亀裂大塚村、母里村で瓦の墜落等があった。
大正３年（1914年）5月23日	島根県出雲	M5.8	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊等があり、王道温泉は湧出量が３倍となり増温した。
大正14年（1925年）5月23日	北但馬地震（兵庫県北部）	M6.8	震央は、丸山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは、丸山流域の河口から南、豊岡にいたる狭い地域。城崎温泉・豊岡市は家屋倒壊と火災で壊滅した。

			死者428人、家屋倒壊1,295棟、焼失2,180戸。田結では２本の平行した（約400m離れている）断層が発見された。長さはおのおの約16㎞、西側が落ちその差は大きいところで60～80mに達した。
大正14年（1925年） 7月4日	鳥取県美保湾	M5.8	境・米子付近で強く、壁の亀裂、屋根瓦の落下、道路・堤防の亀裂、石垣の破損も多く、地割れからの噴水や細砂を噴出し埋設した井戸があった。
昭和２年（1927年） 3月7日	北丹後地震 （京都府北西部）	M7.3	被害は丹後半島の頸部がもっとも激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸であった。鳥取市で負傷者１、米子市で家屋倒壊２、破損２、西伯郡で土蔵倒壊１、境で破損１があった。
昭和18年（1943年） 3月4日	鳥取沖	M6.2 （最大）	鳥取市、気高・岩見・八頭の各郡、特に、海岸に小被害、軽傷11、建物（含む：非住家・塀等）倒壊68、同半壊515。賀露港の護岸３箇所で崩れ、湖山村で延長300mの崖崩れあり。地鳴りも各地で聞こえ、温泉や井戸水の異常もあった。
昭和18年（1943年） 9月10日	鳥取地震 （鳥取付近）	M7.2	鳥取市の被害は全体の約80%に達する。特に、沖積地の被害が大。死者1,083人、家屋全壊7,485戸
昭和24年（1949年） 1月20日	兵庫県北西部	M6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で小被害。
昭和30年（1955年） 6月23日	鳥取県西部	M5.5 （最大）	日野郡根雨町（当時、現日野町）付近で石垣の破損・落石・橋の脚台破損等の小被害。
昭和58年（1983年） 10月31日	鳥取県中部	M6.2 （最大）	負傷者約10人、倉吉市東庁舎（鉄筋コンクリート３階建）の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった。青谷町で約200戸断水。鳥取地震の断層と走向と直行する震原断層を持つ。
昭和60年（1985年） 7月2日	大山付近の群発地震	M5.1	空白域である大山に発生した群発地震で、関金町野添で鳴動が聞かれた。
平成元年（1989年） 10月27日	鳥取県西部	M5.5 （最大）	被害総額１千万円、鎌倉山南方活断層に直行する地下断層の地震である。以前の地震活動空白域に発生した。
平成2年（1990年） 11月21日	鳥取県西部	M5.2 （最大）	1989年の地震活動を北西方向へ拡大するように地震活動が活発化した。
平成3年（1991年） 8月28日	島根県東部	M5.9	一部破損５。松江市で50年ぶりに震度４を記録した。米子市でも震度４を記録し、小被害を与えた。約10時間前に鳥取県西部の地震域の北西端にM4.4の地震が発生している。

平成9年（1997年） 9月4日	鳥取県西部	M5.1 （最大）	一部断水が生じたり、屋根瓦の破損や墓石の倒壊が見られたが、目立った被害は見られなかった。
平成12年（2000年） 10月６日	鳥取県西部	M7.3 （最大）	鳥取県西部を震源とする地震。境港市、日野町で最大震度６強を観測。負傷者141人、住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、住家一部破損14,134棟、非住家3,068棟、被害総額49,884百万円。余震回数は平成15年８月末までに有感地震で1,268回以上、地震の総数は平成15年８月末までに5,371回以上に達している。鎌倉山南方活断層に直交する地下断層の地震である。
平成28年（2016年） 10月21日	鳥取県中部	M6.6 （最大）	負傷者２５人 住宅全壊18棟、半壊312棟、一部損壊15078棟 日南町の震度４
平成30年（2018年） 4月9日	島根県西部地震	M6.1 （最大）	負傷者９人 建物1000棟以上に被害 日南町の震度３
令和8年（2025年） 1月6日	島根県東部を震源とする地震	M6.2	日南町で震度５弱 建物の一部損壊（調査中）

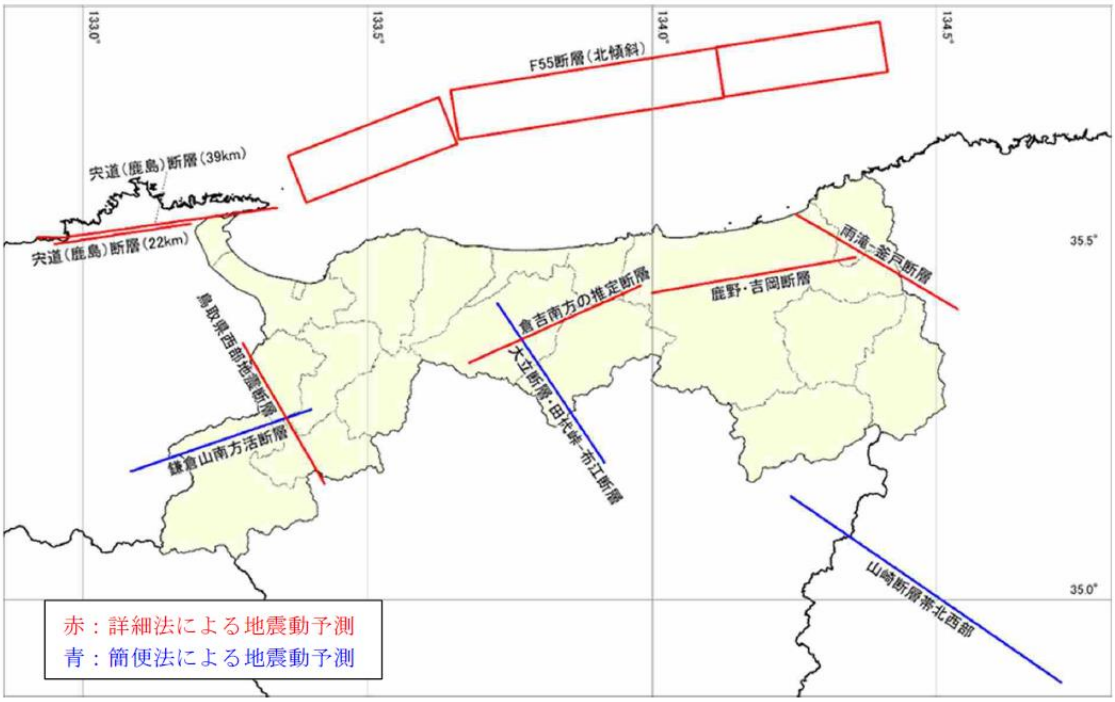
第３節 被害想定

本計画の基本的な前提条件となる被害の想定については、以下に示すとおりである。

１ 地震の想定

鳥取県で発生が予想される地震と被害の予想は、平成３０年１２月に「鳥取県地震防災調査研究報告書（以下「報告書」という）。」で取りまとめられ、鳥取県のホームページに掲載されている。

この中で、日南町において震度４以上が想定される地震として以下の７つの断層による地震を想定している。



想定地震の震源断層位置図

No.	想定地震	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ
1	鳥取県西部地震断層	７．３
2	Ｆ５５断層	８．１
3	鎌倉山南方断層	７．３
4	宍道（鹿島）断層（３９km）	７．５
5	山崎断層帯北西部	７．７
6	大立断層・田代峠－布江断層	７．３
7	南海トラフ巨大地震	８．３

これより、日南町に大きな被害を及ぼすと考えられる地震として被害想定対象となっているのは鳥取県西部地震断層である。

①鳥取県西部地震断層帯による地震　震度分布

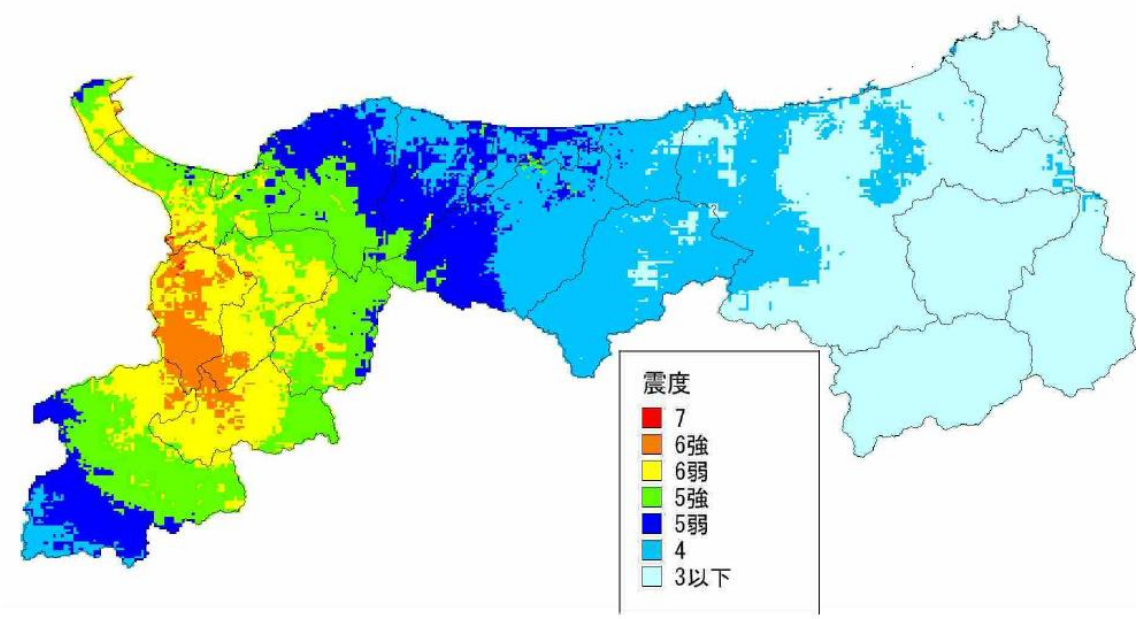


図４－３（１）　鳥取県西部地震断層の震度分布

②Ｆ５５断層による地震　震度分布

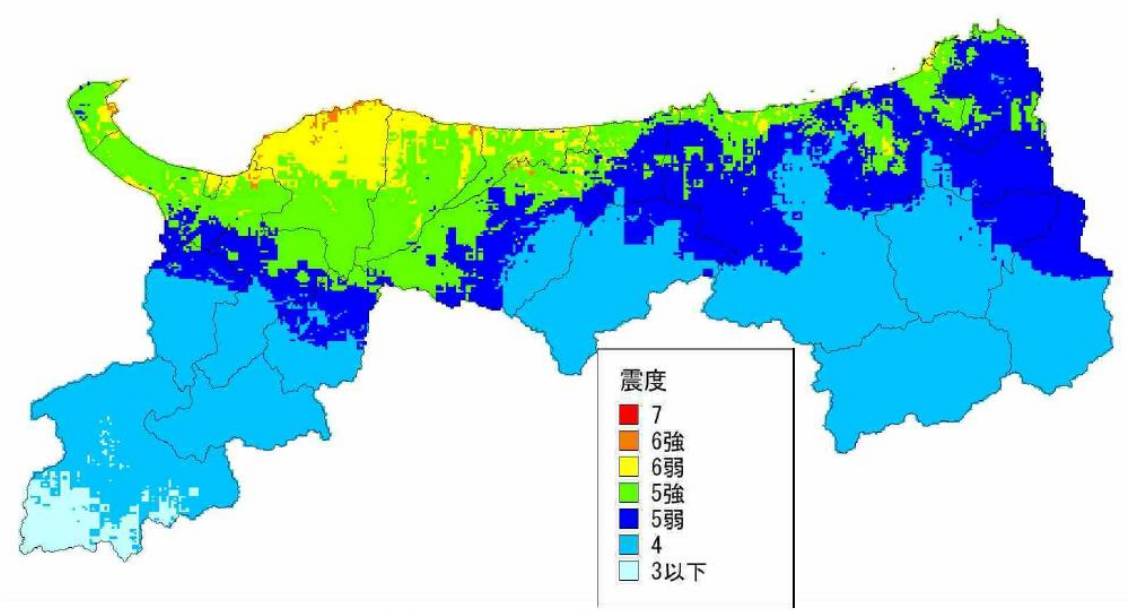


図４－４（１）　F55 断層の震度分布

③鎌倉山南方活断層による地震　震度分布

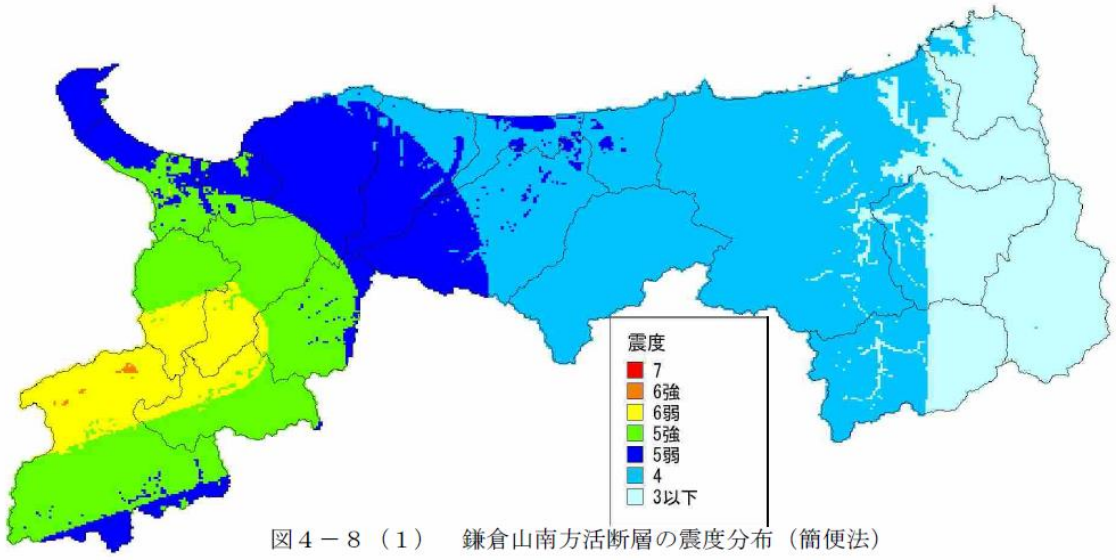


図４－８（１）　鎌倉山南方活断層の震度分布（簡便法）

④宍道（鹿島）断層（３９ｋｍ）による地震　震度分布

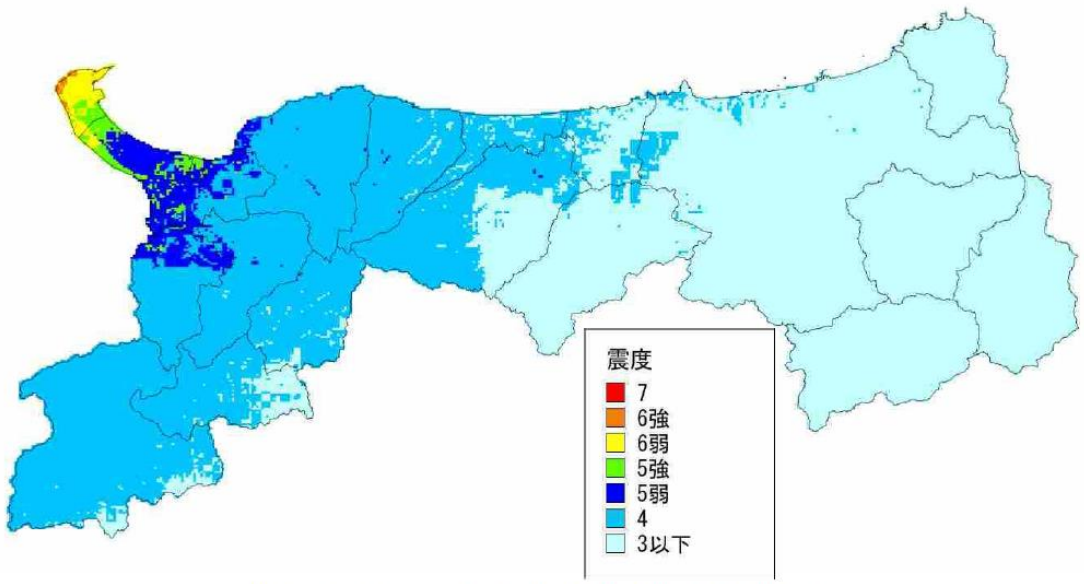


図４－７（１）　宍道（鹿島）断層（39km）の震度分布

⑤山崎断層帯北西部による地震　震度分布

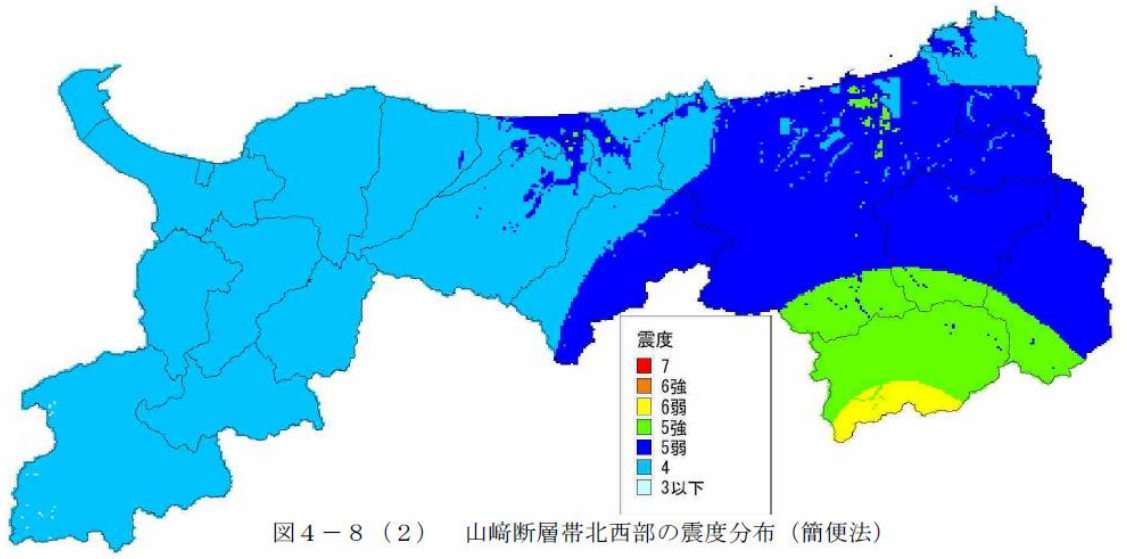


図４－８（２）　山崎断層帯北西部の震度分布（簡便法）

⑥大立断層・田代-布江断層による地震　震度分布

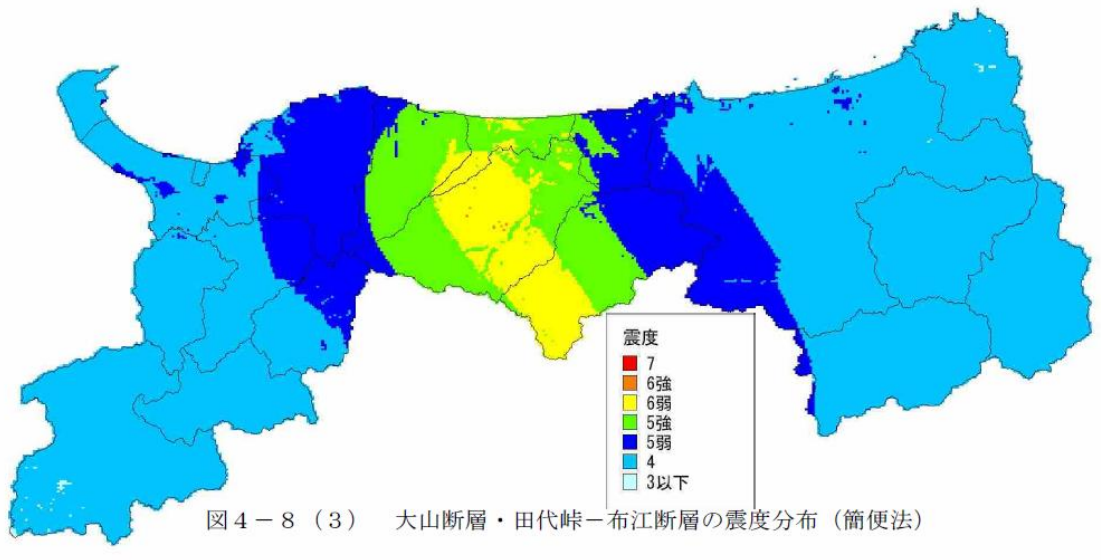


図４－８（３）　大山断層・田代峠－布江断層の震度分布（簡便法）

⑦南海トラフ巨大地震による地震　震度分布

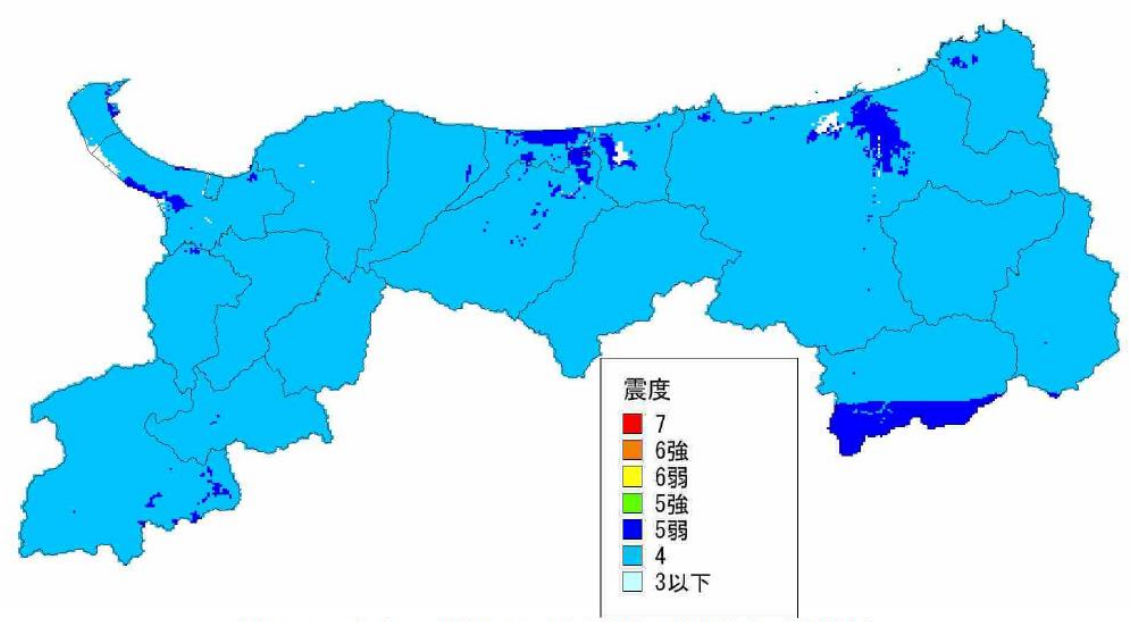
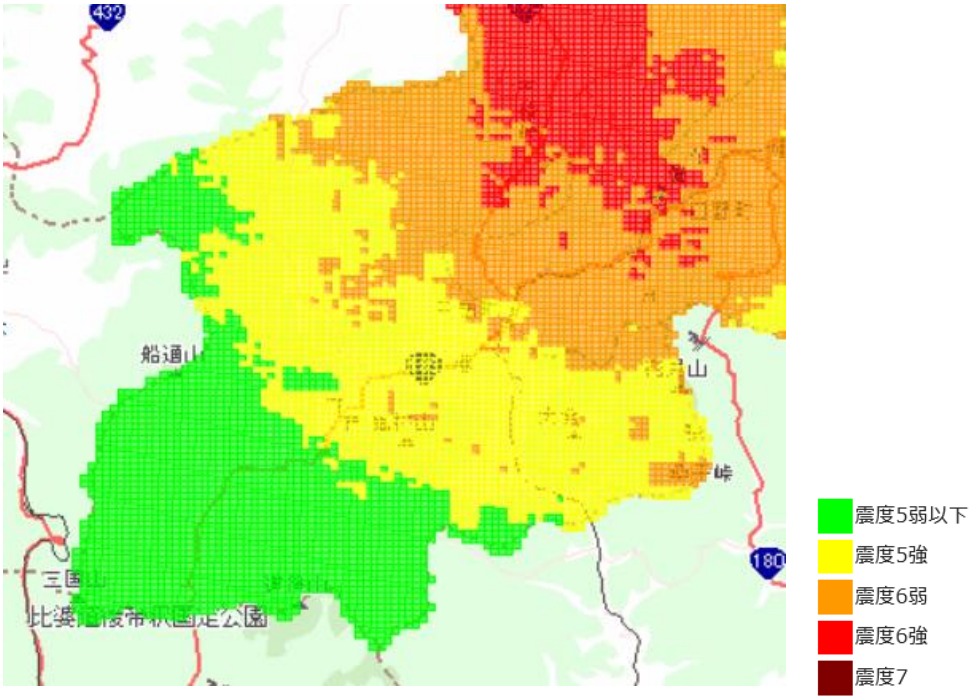


図４－８（５）　南海トラフ巨大地震の震度分布（簡便法）

これより、日南町においては、鎌倉山南方活断層および、鳥取県西部地震断層による地震が最も強い震度分布を示していることがわかる。このうち、被害想定対象地震となっている鳥取県西部地震断層について鳥取県は、県内各地の最大震度を予測し、500mメッシュのハザードマップを「とっとりWebマップ（http://www2.wagmap.jp/pref-tottori/map/map.asp?dtp=9&mpx=133.309092&mpy=35.160569&mst=imgmap&mps=40000&bsw=1519&bsh=725）」で公開している。これを活用し、日南町におけるハザードマップをみてみると、下図のとおりとなっている。



また、報告書では「倉吉南方の推定断層」「鳥取県西部地震断層」「雨滝－釜戸断層」「鹿野・吉岡断層」「宍道（鹿島）断層」「Ｆ５５断層」「佐渡島北方断層」の地震による被害を想定している。日南町において大きな被害を及ぼすのは、鳥取県西部地震断層であることから、日南町で想定される地震被害は、下表のとおりとなる。

表　鳥取県西部地震断層の地震による被害想定結果（建物被害、人的被害）

現況データ				建物					人的被害					
人口			建物	建物被害			火災(18時)		冬深夜		夏12時		冬18時	
4時	12時	18時	棟数	全壊数	半壊数	一部損壊数	出火	焼失	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
5,500	5,000	5,200	3,500	40	130	620	0	0	0	10	0	10	0	10

表　鳥取県西部地震断層の地震による被害想定結果（その他被害）

ライフライン				社会機能支障		
ライフライン機能支障				避難所生活者数		
上水道（%）	LPガス（%）	電力（%）	下水道（%）	1日後（人）	1週間後（人）	1ヶ月後（人）
83% 2500人	2.2% 40戸	－	－	40人	60人	－ 20人

その他の被害想定

橋梁　軽微な被害、小規模被害

鉄道　３箇所（0.26／km）

ヘリポート　液状化なし

建物損害額　住家　２１億円

非住家　５億円

医療　外来需要　１０人

物資不足

１日後　　食料１３０食、飲料水７５００ℓ、毛布７０枚

１週間後　　食料２２０食、飲料水　６５０ℓ、毛布６０枚

１か月後　　食料　７０食、飲料水　　２０ℓ、毛布４０枚

『鳥取県地震津波被害想定調査報告書　平成30年12月発行』

第２章 災害予防計画

第１節 通 則

本編の災害予防計画は、地震による被害を未然に防止するために平素から防災に関する施設の整備、防災思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図ることを目的とする。

第２節 地盤災害防止計画

１ 目的

この計画は、地震に伴う地すべり・急傾斜地の崩壊等地盤にかかる災害を未然に防止するため、町が危険地域の把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第３章第４節「土砂災害予防計画」を準用する。

２ 災害対策事業の実施

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等は危険度の高いものから実施し、地震災害による被害の未然防止を図るものとする。

３ 地盤の液状化防止事業

地震に伴う地盤の液状化が予想される所では、これらの被害を未然に防止するため、地

盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

（１）地盤状況の把握

（２）液状化の基礎知識等に関する住民への広報

（３）地盤改良又は建物基礎補強等の工法の実施

第３節 地震水害予防計画

１ 目的

この計画は、地震に伴う水害への対策の推進を図るとともに、必要な事業又は施設の整備を行い、その被害を未然に防止することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第３章第１節「水害予防計画」を準用する。

２ 治山事業及び河川改修事業

本町の河川は、地勢急峻のため急流の中小河川が多く、一度豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一挙に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。このため、治水を目的とする河川改修事業の計画的実施に努めるものとする。

第４節 市街地等防災化計画

１ 目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点に鑑み、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等市街地等の秩序ある整備を図り、震災時に危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

２ 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。これらを適切に配置し、避難路の確保、円滑な交通対策及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止、避難対策の推進に努めるものとする。

また、地震により道路に破損、亀裂等の被害があり、又は沿道の建物等の崩壊により交通不能となる例が考えられるため、迂回路の設定や沿道の整備を図るものとする。

３ 公園・緑地等の公共空地

市街地等における緑とオープンスペースは、環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止のため緑地、公園等の整備、防災上必要欠くべからざる施設であり、市街地等の基盤施設として積極的にその整備を促進するものと

する。

４ 貯水施設の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。そのため、防火用水等の貯水施設を確保するほか、小型動力ポンプの設置等の消火体制の確立に努めるものとする。

５ 災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画、整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を総合的に展開する。

６ 不燃性および耐震耐火性建築物の建築促進を図る。

第５節 建造物災害予防計画

１ 目的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

また、建築物の耐震不燃化を図ることによる得失と効果を広く町民に啓発するとともに、行政施策の強化と推進に努め、建築関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）と協力して建築物に関する診断、広報等に努める。

２ 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

地震には、建築物及び道路、橋梁並びに電気、水道等各施設の倒壊、破損等の第一次的災害にとどまらず、それに続く火災による二次災害がさらに被害を拡大させるという性格があり、建築物の不燃化と耐震化の促進が極めて重要である。

したがって、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びそれに基づく関係法令による指導の強化を県に要請し、建築物の耐震診断の普及、広報に努めるものとする。

３ 既存建築物に関する対策

風水害等対策編第３章第８節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

４ 公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、特に耐震調査を行い、必要に応じて改修を行う。また、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町有の公共建築物にあっては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進

するものとする。

５ 文教施設及び社会福祉施設等災害予防対策

風水害等対策編第３章第８節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

６ 町は、県の計画に基づき耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震化に取り組むよう努めるものとする。

第６節 公共施設等の予防計画

１ 目的

この計画は、道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道等各種公共施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

２ 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、国道及び県道の整備並びに防災工事等の実施を県に要請し、町道においては、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施するものとする。また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

（１）道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。

このため、これら被害が想定される箇所に対し緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次、対策工事を実施するものとする。

また、近隣市町村との道路網の整備についても、逐次実施を図っていくものとする。

（２）橋梁の整備

「道路橋示方書Ⅴ耐震設計編（平成８年１２月）」により橋梁の耐震点検を実施（若しくは県に要請）し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋梁の新設にあたっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋梁を建設するものとする。

（３）隧道（トンネル）の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

３ 河川

堤防あるいは水門、樋門については、強化のための改修事業を県に申請するとともに調査に努める。

４ 上水道

本町の上水道は、簡易水道によりまかなっており、普及率は70.3%に達したものの、需要増、施設の老朽化等に対処するため、老朽化施設の改良、配管等の敷設替えを順次行い一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進するものとする。

（１）施設の耐震性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に充分に耐震設計及び耐震施工を考慮し、災害の未然防止に努めるものとする。

（２）応急給水体制と防災用資器材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施する。

当面、町は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水器、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていくものとする。

（３）防災非常時の協力体制の確立

本部長（町長）は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、県あるいは近隣市町村へ応援を要請するものとする。

５ 下水道

下水道は、ライフラインの一役を担う重要な施設であり、特に下水道の被害は地域の環境を著しく損ねるほか、衛生的に重大事を招く恐れがある。このため被災時における情報収集体制、応急処理体制、復旧体制を確立し住民生活への影響を少なくするものとする。

（１）情報収集体制の確立

被害状況を的確に把握するため、あらかじめ定められた組織体制により次の事項を重点に調査するものとする。

ア　施設建物の被害状況

イ　管渠の接続及び沈下状況

ウ　マンホール、枡等の接続状況

エ　管渠の堆積土砂の状況

オ　路盤沈下の状況

（２）応急処置体制の確立

被災時には、施設及び管渠の被災状況に応じ資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者の確保を行い、町内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、被害状況を防災行政無線、広報車等で地域住民に広報するとともに、施設復旧までの協力を呼びかける。

（３）復旧体制の確立

ア　下水道施設の被害により、汚水の疎通に支障をきたさないよう被害に応じ必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じ必要によっては、環境係が仮設トイレ等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

イ　下水道施設の復旧は、その被害状況に応じ次の事項を基本にし、関係業者の資器材及び技術者の応援を得て、早期復旧を図る。

① 幹線管渠の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は、本復旧するものとする。

② 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

６ 電力施設

電力供給機関は、地震時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力設備の防護対策に努めるものとする。

（１）設備面の対策

ア　発・変電設備

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされており、主要設備及び主要機器にほとんど被害は生じないものと思われるが、過去に発生した地震及びこれに伴う被害の実態等を考慮し、地震性の確保等、各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ　送・配電設備

電力供給機関は、地震に伴う地盤の不等沈下、地すべり等を生ずる軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による地震対策を考慮するものとする。

（２）体制面の対策

ア　保安の確保

電力供給機関は、設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図るものとする。

イ　資機材等の確保

電力供給機関は、災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立するものとする。

（ア）応急復旧用資機材

（イ）無線

（ウ）車両

（エ）食糧その他の物資

ウ　要員の確保

電力供給機関は、災害時に備え緊急連絡体制並びに要員の確保体制を確立するものとする。

７ ガス施設

ガス事業者は、震災時の出火防止を図るとともに、設備の損傷を防ぐためマイコンメー

ターの設置促進とガスボンベの転倒防止措置の推進を図るものとする。

8 鉄道

鉄道事業者は、各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため次の対策を講ずるものとする。

（1）鉄道施設等の耐震性の向上

耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

ア　橋梁の維持、補修

イ　のり面、土留の維持及び改良強化

ウ　トンネルの維持、補修及び改良強化

エ　建物設備の維持、修繕

オ　通信設備の維持

（2）地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増設により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

（3）対震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、また信号等を発することにより停止させる装置を整備し、列車運転の安全を確保するものとする。

（4）情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備拡充を図るものとする。

（5）復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備するものとする。

ア　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ　クレーン車、トラック、ジャッキ、レール、電線類等防災資機材の整備

ウ　防災知識の普及

エ　列車及び旅客等の取扱い方についての広報

オ　救護体制等の整備

カ　その他

9 その他の耐震化対策

（1）住民への啓発に努め、耐震改修に係る補助等を促進する。

（2）家具等の転倒防止の推進を図るととともに庁舎内の書棚やＯＡ機器などの転倒防止対策を実施する。

（3）自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで地震等における転倒防止対策を行うこととする。

（4）窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発す

るものとする。

（５）大規模空間を持つ建物の管理者等は、建築基準法に基づき、天井等の非構造部材の崩落対策を実施するものとする。町は国、県等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材の崩落対策を推進するものとする。

（６）エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア　エレベーターの耐震安全性の確保

イ　「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ　早期救出・復旧体制の整備等

エ　適時適切な情報提供・情報共有

（７）感震ブレーカー設置の推進に努める

第７節 消防計画

１ 目的

この計画は、地震による火災等に際して、消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、地震による二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第３章第１０節「消防計画」を準用する。

２ 地震火災の特徴と計画方針

過去の震災例を見ると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるからである。

（１）火災が、不意に、同時に多数発生すること。

（２）地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

（３）危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

（４）破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及び大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

３ 消防団の活動計画

震災時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

（1）消防団員に対する火災発生の伝達は、防災行政無線、警鐘、電話及びサイレン、メール等によって行う。

（2）火災出動は、風水害対策編に定めるところにより平常出動又は非常出動に区分し、状況に応じて行う。

（3）消防団員のみでは対処できないときは、応援協定に基づいて近接市町村に応援を求める。ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。

（4）木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先として消防活動を行う。

（5）対処不可能な大火災となったときは、町長より知事に対して自衛隊、緊急消防援助隊の出動を要請する。なお、緊急の場合は、町長が直接自衛隊、緊急消防援助隊に出動を要請し、事後知事に報告する。

第８節 危険物等災害予防計画

風水害等対策編第３章第14節「危険物等災害予防計画」を準用する。

第９節 避難所等整備計画

１ 目的

この計画は、地震に伴う建物倒壊及び出火、延焼等による被害が生じたとき、住民を避難所等に収容する事態が予想されるため、地震時の火災等から住民を守るため、安全かつ迅速な避難誘導等が行えるよう、避難所等の整備を推進することを目的とする。

２ 避難所等の整備

各地域の実情に即した避難所、避難路の整備を推進するものとする。なお、避難所予定施設のバリアフリー化及び避難路のスロープ化等の整備に努めるものとする。

（1）避難所等の選定

次の事項を考慮して避難所等の選定に努めるものとする。

ア 火災に対する安全性

周囲から火災が迫って来た場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空き地を有すること。

イ 公共性

避難所は、何時でも、容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

ウ　生活必需品等の供給能力

避難所には長時間滞在することが予測されるので、食糧、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。特に、今後は、学校等への備蓄を検討し、食糧等の計画的な備蓄を図るものとする。

（２）避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておくものとする。

ア　通信機材

イ　放送設備

ウ　照明設備（非常用発電機を含む。）

エ　炊き出しに必要な機材及び燃料

オ　給水用機材

カ　救護所及び医療資機材

キ　仮設の小屋又はテント

ク　防疫用資機材

ケ　工具類

コ　仮設便所（これに付随すべき消耗品を含む。）

（３）避難路の指定・確保

避難活動にあたって困難な事態が予想されるので、避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

３ 避難の計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

（１）町

ア　避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ　避難所等の名称、所在地

ウ　避難所等への経路（避難路）及び誘導方法

エ　その他必要な事項

（２）防災上重要な施設の管理者

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

４ 避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（１）避難所の所在地等

ア　避難所の名称及び所在位置
イ　避難所への経路（避難路）
（２）避難方法等
ア　避難の勧告又は指示の伝達方法
イ　避難収容後の心得

５ 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

町は、避難予定場所として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対応が円滑に行われるようにしておくものとする。

町は、避難場所として指定された県有施設との事前調整に努める。

第１０節 防災通信体制整備計画

１ 目的

この計画は、地震時に防災通信網を所管する機関が施設・設備等の耐震性強化等災害に強い通信網の整備に努め、地震時の通信を確保できるようにしておくことを目的とする。

２ 日本電信電話株式会社の電気通信施設災害予防計画

震災時において、通信が確保できるように、有線、無線方式の複数ルート化及び主要市外交換機の分散設置等万全の体制を整えるものとする。

（１）電気通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその附帯設備の防災設計を実施する。

ア　浸水のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うものとする。
イ　地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うものとする。

（２）通信網の整備

災害が発生した場合において、通信を確保し得るため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア　主要な伝送路を多ルート構成あるいは２ルート構成とするものとする。
イ　主要なＮＴＴの市外交換機を分散設置するものとする。
ウ　主要な電気通信設備について、予備電源を設置するものとする。

（３）災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定し、次に掲げる機器、器材及び車両等を配備するものとする。

ア　衛星用可搬型陸上無線機
イ　可搬型移動無線機

ウ　非常用移動電話局設置、衛星車載局
エ　移動電源車及び可搬型電源装置
オ　応急復旧用ケーブル
カ　その他の応急復旧用諸装置
キ　工事用車両及び特殊車両
ク　電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）

（４）災害時措置計画

災害時において、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置計画を作成するものとする。

（５）防災用資材及び物資の備蓄と輸送計画

ア　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資材及び物資について、あらかじめその品名及び数量を定め、保管場所を指定し、これを備蓄するものとする。
イ　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めるものとする。

（６）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について、あらかじめその措置方法を定めるものとする。

ア　社員の非常配置
イ　社員の非常招集の方法
ウ　関係組織相互間の応援の要請方法

（７）広域災害時における応援計画

大規模地震等により、市街地あるいは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、必要な組織において、工事請負業者等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について事前に計画を作成するものとする。

（８）社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める事態に備え、あらかじめ応援要請方法等を定め、周知徹底しておくものとする。

ア　要員対策

工事請負業者等の応援、自衛隊の派遣要請

イ　資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

ウ　交通及び輸送対策

（ア）人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通規制又は輸送制限に係る特別許可の申請

（イ）災害時の緊急輸送のための輸送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

エ　電源対策

電力会社に対する商用電源確保の協力要請並びに予備エンジンの燃料、冷却水等の確保及び輸送に関する関係業者等への要請

オ　その他の必要事項

（９）防災に関する教育、訓練

ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施するものとする。

イ　防災を円滑かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を毎年１回以上実施するものとする。

（ア）災害予報及び警報の伝達

（イ）非常招集

（ウ）災害時における通信の確保

（エ）各種災害対策用機器の操作

（オ）電気通信設備等の災害応急復旧

（カ）消防及び水防

（キ）避難及び救護

ウ　国及び地方公共団体等が実施する防災訓練に参加し、又はこれに協力するものとする。

３ 専用無線通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものとする。

（１）耐震性の強化

無線局舎の装置等について、耐震性強化等に務めるものとする。

（２）伝送路の強化

通信機能を確保するため、ルートの二重化等に務めるものとする。

（３）装置、資器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資器材の充実整備に努めるものとする。

（４）定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施するものとする。

（５）防災訓練の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努

めるものとする。

第１１節 防災訓練計画

風水害等対策編第３章第15節「防災訓練計画」を準用するが、震災対策として、次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

１ 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）、災害対策副本部長（副町長、教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

２ 自主防災組織等との協力訓練

災害時においては、自主防災組織の応援、協力が不可欠なものである。
災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部と自主防災組織間の情報伝達方法等を確立し、訓練に組み込むよう努めるものとする。

また、自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災関係に従事する町職員を派遣し、指導にあたるものとする。

非 常 時 に 有 効 な 訓 練 等
（１）消火器、消火栓、可搬ポンプの取扱い訓練
（２）倒壊家屋等からの救出訓練
（３）負傷者の手当及び救命訓練
（４）飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
（５）炊き出し訓練

３ 災害要援護者の参加

災害時の要援護者の安全を確保するため、訓練への参加検討を図り自主防災組織による災害時要援護者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。

４ 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話等の不通により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、町内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害

状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第１２節 防災知識普及計画

風水害対策編第３章第18節「防災知識普及計画」を準用する。

第１３節 自主防災組織の整備計画

１ 目的

この計画は、自主防災組織の整備充実を図り、地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、地震時の初期消火等効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

２ 自主防災組織の整備

（１）自主防災組織は、地域住民が「自分達のまちは自分達で守る」という意識に基づき、自主結成する組織であり、地震発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織として結成することに努めるものとする。

（２）自主防災組織の整備・強化にあたっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災体制を確立するものとする。また、町は、地域住民に自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の住民に即した組織の整備・強化に努めるものとする。

３ 自主防災組織の編成

本町には現在29の自主防災組織があり、各自治会長を通じて、訓練等活動を行っている。組織の編成にあたっては組織の活動に実効性をもたせるために、自治会内で協議する。

４ 自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

ア　地震防災に関する知識の向上

イ　地域における危険箇所の把握（崖くずれ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ウ　地域における情報収集、伝達体制の確認

エ　避難所、医療救護施設の確認

オ　防災訓練の実施

（２）災害発生時の活動

ア　出火防止と初期消火

イ　地域住民の安否確認

ウ　情報の収集・伝達

エ　避難誘導
オ　給食、給水
カ　救急、救助
キ　各地域内の災害弱者への情報伝達及び避難誘導などの支援

5 災害要援護者対策

管内の在宅の高齢者、障がい者等についてもあらかじめ避難計画を策定しておくとともに、訓練への積極的な参加を呼びかける。

第１４節 災害時要援護者対策

1 目的

この計画は、災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図ることを目的とする。

2 社会福祉施設対策の推進

各施設の利用者は、災害時の行動等が不自由であることを考慮し、次の対策を講じるよう指導する。

（1）防災設備等の整備

ア　老朽程度が著しい社会福祉施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。
イ　消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
ウ　水道、ガス等の供給停止に備えた非常食糧等の備蓄を行う。

（2）防災体制の整備

ア　職員及び利用者に対し、避難経路を周知徹底し、施設職員に任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防火管理体制の整備に努める。特に、夜間は悪条件が重なることから、消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討しておく。
イ　必要に応じて地域住民の協力が得られるよう、所在地域自主防災組織との協力体制を確立しておく。
ウ　有事の際における利用者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

（3）防災教育、防災訓練の実施

ア　施設管理者は、施設の職員が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。
イ　施設の構造や利用者の判断力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在自主防災組織と協力した訓練を実施す

る。

3 独居老人対策

当該自主防災組織より連絡する手段を確保しているが、民生児童委員等と避難方法について、あらかじめ協議をしておくものとする。

第１５節 防災ボランティア活用計画

1 目的

この計画は、震災時の災害による被害の拡大を防止し、町及び防災機関の対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応のもとに、防災活動が円滑に行えるよう整備を図ることを目的とする。

2 防災ボランティアの活用

地震により大規模な災害が発生した場合、町は近接市町村、県、自衛隊等に応援を求め、応急対策にあたることとなるが、避難所の運営等にはボランティアの協力が不可欠なものとなる。したがって、町においては現地指導班福祉係が窓口となり、防災ボランティアの把握、調整を行う。

3 防災ボランティアの登録

平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時の防災ボランティアの登録制度の検討を行う。

4 防災ボランティアの種類と対応

	ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より町内で福祉等のボランティアとして従事している者	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動出来る体制の整備を行う。
2	⑴ 特殊技能者（医師、看護師、土木・建築技術者）	国、県などの動向をふまえながら、今後防災ボランティア登録制度を検討していく。
	⑵ 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	町内外から震災後にかけつけるボランティア希望者	⑴ 町は、福祉保健課に窓口を設ける。 ⑵ 福祉保健課は、各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。 ⑶ 町はボランティアと相互に情報交換を行い、宿

		舎、食事、活動拠点、事務用品等を給与する。

５ 防災ボランティアの活動対象

防災ボランティアの活動対象としては、看護業務、避難場所等における炊き出し、食糧及び生活必需品の配給補助、アマチュア無線通信等の業務とする。

６ 防災ボランティアの出動条件

防災ボランティアの出動は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害発生時に限るものとする。

第１６節 地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、便利な生活環境を求めるなかで、危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化、生活慣習の変化など地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、町及び防災関係機関は、協力して次の事項について、各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

１ 地盤の構造、活断層の状況

２ 地震活動の状況

３ 消防水利等の状況

４ 電気・ガス等の状況

５ その他必要な事項

（１）地震時の交通障害等に関する事項

（２）建造物の耐震化に関する事項

（３）地盤の液状化に関する事項

第１７節 「鳥取県震災対策アクションプラン」及び地震防災緊急事業５箇年計画の推進に関する計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成13年度以降を初年度とする地震防災緊急事業５箇年計画を作成できることとなった。

これを受け、県は、次の方針に基づき鳥取県震災対策アクションプラン及び地震防災緊急事業５箇年計画を作成し、特に緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うものとする。

（１）対象地区は、既住地震や想定地震等を勘案し、全県とする。

（２）計画の初年度は平成13年度とする。

（３）本町の計画対象事業は次のとおりである。

・消防用施設
・備蓄倉庫
・避難施設

第３章 災害応急対策計画

第１節 組織計画

風水害等対策編第４章第１節「組織計画」を準用するが、災害対策本部の設置に関し、次のとおり定める。

１ 災害対策本部の設置又は廃止の基準は、風水害対策編に定めるとおりとする。
２ 災害対策本部長（町長）並びに災害対策副本部長（副町長、教育長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、防災監とし、防災監不在の場合は、その場における最高責任者とする。

第２節 配備及び動員計画

１ 目的

この計画は、地震の発生時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。ただし、この計画中に定めのない事項は、風水害対策編第４章第２節「配備及び動員計画」の定めるところによるものとする。

2 配備計画

地震が発生した場合、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

種別		配備の基準（時期）	配備の内容
第一配備体制	（災害警戒本部）	1 震度４の地震が発生したとき。	1 関係各課（室）においては、地震情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2 関係各課においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
第二配備体制	（災害警戒本部）	1 震度５の地震が発生したとき。	1 関係各課（室）においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議（管理職会議）を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視に当たるものとする。 3 関係各対策部においては、第三配備に対する準備を行うものとする。
第三配備体制	（非常体制）	1 震度６以上の地震が発生したとき。	町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施対策部は、すべての防災活動に従事するものとする。

（備考） 上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき。

3 動員計画

地震が発生した場合の動員は、原則として２の配備計画に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度４以上の地震が発生した場合は、防災連絡責任者からの連絡を待たず、職員は積極的に参集するものとする。

① 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
② 人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後庁舎へ参集する。
③ 参　集	⑴ 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、庁舎へ参集する。 ⑵ 災害その他により庁舎へ参集できない職員は、最寄りの本町機関に参集し自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
④ 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
⑤ 被害状況の報告	⑴ 職員は収集した情報を庁舎本部事務局に報告する。 ⑵ 所属長（又は次席者）は、本部長に被害状況を集約し報告する。
⑥ 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次(※)初動に必要な業務にあたる。
⑦ 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

1 被害状況調査
2 地震等情報調査
3 関係機関等への情報伝達
4 防災用資機材の調達・手配
5 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
6 支援物資調達準備計画
7 災害対策本部の設置
8 安全な避難場所への誘導
9 救護所の設置

10 広域応援要請の検討

第３節 通信情報計画

風水害等対策編第４章第３節「通信情報計画」を準用する。

第４節 災害広報計画

風水害等対策編第４章第４節「災害広報計画」に定めるとおりとするが、災害は大規模になるほど住民への情報提供が困難になるので、町はパソコン通信の利用等通信網の整備を図り、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

震災時に有効な情報手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種　別	特　　色
広　報　車	㊦ ㊥	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦ ㊥ ㊧	〃
掲　示　板	㊥ ㊧	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情　報　紙	㊥ ㊧	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊥ ㊧	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
パソコン通信	㊦ ㊥ ㊧	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
ホームページ	㊦ ㊥ ㊧	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
エリアメール	㊦ ㊥	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
ケーブルテレビ	㊦ ㊥ ㊧	発生直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用

町は医療機関、学校、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関において緊急地震速報の伝達体制が整備されるよう、緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

第５節 事前措置計画

風水害等対策編第４章第５節「事前措置計画」を準用する。

第６節 避難計画

風水害等対策編第４章第６節「避難計画」を準用する。

第７節 救出計画

風水害等対策編第４章第７節「救出計画」を準用する。

第８節 消防防災ヘリコプター応援要請計画

風水害等対策編第４章第８節「消防防災ヘリコプター応援要請計画」を準用する。

第９節 食糧及び生活必需物資供給計画

風水害等対策編第４章第９節「食糧供給計画」及び風水害等対策編第４章第10節「衣料生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、避難所における食糧並びに生活必需品の供給について、次のとおり定める。

大規模な地震の発生により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需物資の供給は次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食　　糧	生活必需物資
第一段階（生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布（季節を考慮したもの）
第二段階（心理面・身体面への配慮）	温かい食べ物（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階（自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第１０節 給水計画

風水害等対策編第４章第11節「給水計画」を準用する。

第１１節 入浴施設計画

風水害等対策編第４章第13~~12~~節「入浴施設計画」を準用する。

第１２節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

風水害等対策編第４章第14~~13~~節「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」を準用する。

第１３節 医療及び助産計画

風水害等対策編第４章第15~~14~~節「医療及び助産計画」を準用する。

第１４節 防疫計画

風水害等対策編第４章第16~~15~~節「防疫計画」を準用する。

第１５節 清掃及び死亡獣畜処理計画

風水害等対策編第４章第17~~16~~節「清掃及び死亡獣畜処理計画」を準用する。

第１６節 死体の捜索、処理及び埋葬計画

風水害等対策編第４章第18~~17~~節「死体の捜索、処理及び埋葬計画」を準用する。

第１７節 障害物の除去計画

風水害等対策編第４章第19~~18~~節「障害物の除去計画」を準用する。

第１８節 輸送計画

風水害等対策編第４章第20~~19~~節「輸送計画」を準用する。

第１９節 労務供給計画

風水害等対策編第４章第21~~20~~節「労務供給計画」を準用する。

第２０節 文教対策計画

風水害等対策編第４章第22~~21~~節「文教対策計画」を準用する。

第２１節 隣保互助、民間団体活用計画

風水害等対策編第４章第23~~22~~節「隣保互助、民間団体活用計画」を準用する。

第２２節 水防計画

風水害等対策編第４章第24~~23~~節「水防計画」を準用する。

第２３節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編第４章第25~~24~~節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第２４節 交通施設災害応急対策計画

風水害等対策編第４章第26~~25~~節「交通施設災害応急対策計画」を準用する。

第２５節 機械資器材の整備計画

風水害等対策編第４章第31~~26~~節「機械資器材の整備計画」を準用する。

第４章 災害復旧計画

風水害等対策編第５章「災害復旧・復興計画」を準用する。